別紙１（一般用）

傍聴要領

廃棄物処理施設等設置等専門会議

１　会議を傍聴する場合の手続は、次のとおりとする。

⑴　会議の傍聴を希望する者は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、環境生活部長の承諾を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。

⑵　傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了するものとする。

２　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ること。

⑴　係員の指示に従うこと。

⑵　会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手法により、発言に対して公然と可否を表明しないこと。

⑶　騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

⑷　会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

⑸　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、予め環境生活部長の承諾を得た場合はこの限りでない。

⑹　議事の内容に応じて会議の一部が非公開である等の理由により、環境生活部長から退出を求められた場合は、速やかに退出すること。

⑺　その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

３　傍聴者が会議を傍聴する際に守るべき事項に違反したときは、環境生活部長は当該者に対して注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずるものとする。